

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、業務の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し体制整備を行う。内部統制体制の一元的推進を図るため、内部統制委員会の下に(1)リスクマネジメント(2)財務情報適正開示(3)コンプライアンスの3小委員会を設けて方針・方策を決定するとともに、業務の適正性を確保するための体制を整備しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日産自動車株式会社	5,273,000	11.35
新日本製鐵株式会社	5,181,000	11.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,112,900	11.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,121,800	6.72
江口 昌典	1,223,000	2.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,046,600	2.25
メロン バンク エヌイー アス エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	671,362	1.44
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント	601,400	1.29
田村 隆男	593,008	1.27
山川 忠臣	542,506	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社及び上場子会社を有しておらず、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査役と会計監査人の連携状況】

毎年、会計監査人による会計監査計画説明時に、会計監査人と監査役が緊密に協議し、会計監査上の留意点や取組むべき重点事項の整合性を図っています。また、半期毎に会計監査人より会計監査結果の報告をうけ、会計監査の相当性を確認しています。

【監査役と内部監査部門の連携状況】

監査役の年度監査計画作成時に、内部監査部署と監査役が緊密に協議し、監査の効率化を図っています。監査計画の進捗状況と監査結果の内容を確認するため、定期的及び必要に応じて随時、監査役会にて内部監査部署より内部監査結果報告と意見交換を行い、課題の共有化に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
岩田 勝之助	他の会社の出身者									○
辰澤 延夫	他の会社の出身者									○
北島 孝	他の会社の出身者									○

*1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

	独立	当該社外監査役を選任している理由(独立)
--	----	----------------------

氏名	役員	適合項目に関する補足説明	役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
岩田 勝之助	○	独立役員であります。	当社の主要取引先である(株)日本興業銀行(現(株)みずほコーポレート銀行)において国際営業第二部長として平成9年6月まで勤務し、その後、興銀リース(株)の参与を平成17年6月に退任しております。(株)みずほコーポレート銀行と当社の関係については、当社は複数の金融機関と取引をしており、(株)みずほコーポレート銀行に対する借入依存度は突出しておらず、同行が当社に対して著しい影響を及ぼすことはないと考えます。以上のことから、一般株主との利益相反の生じることはないと判断しております。
辰澤 延夫		過去、当社の役職員であったことはありません。	豊富な経験、幅広い知識及び長年の経験から、当社取締役とは独立の立場で監査を行う能力・識見を有し、適任と判断しています。
北島 孝		過去、当社の役職員であったことはありません。	自動車業界における長年の経験・識見を活かし、経営に対する助言・チェックを行なっていたくえでは、監査役として適任であると判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
該当項目に関する補足説明 更新	

月次報酬の一部として株価連動報酬(自社株式取得目的報酬)を導入しております。株価連動報酬の仕組みは、月額報酬のうち的一定額を当社役員持株会に拠出することとし、取得した株式を在任期間中保有するものとなります。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
全取締役の総額を開示	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

必要な報酬限度額を株主総会で決議し、個々の報酬額につきましては、株主総会決議の報酬額の範囲内において、業績動向等を勘案の上、方針を取締役会によって決議し、この方針に則り決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

監査役(社外を含む)を補佐する部署を総務担当部門とし、社内事情に詳しい者を補佐者として選任し、監査役監査の効率的業務遂行が行えるようにサポートしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

コーポレート・ガバナンス体制として、次の経営体制を敷いています。

(1)会社の業務執行上の重要な事項に関する意思決定機関、ならびに取締役の職務執行の監督機関として、取締役会を置く。

- (2)業務執行機関として、代表取締役社長及び上席執行役員による経営上の重要事項を審議するための経営会議を置き、常勤監査役2名(内1名は社外監査役)が出席。
- (3)業務分野毎の業務を効率的に執行する為の執行役員を置く。
- (4)取締役の職務の執行を監査するための機関として監査役会を置く。
- (5)会計監査人に監査法人トーマツを選任し、公正な立場から監査を実施する環境を整備。
- (6)内部統制の充実を図るため、社長を委員長とする内部統制委員会を設け、その下にリスク・財務情報適正開示・コンプライアンスの3小委員会を置く。
- (7)企業倫理の徹底を目的に、ユニプレス行動規範を定め、浸透を図る。
- (8)コンプライアンスに関する情報の把握を目的に、内部通報制度及びユニプレス・ホットラインを設ける。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役を3名選任し、そのうち1名を常勤監査役として選定しております。
同社外監査役を含めた4名の監査役により、取締役会の意思決定を善管注意義務・忠実義務等の視点から常時監査を実施しております。

また、取締役会による経営の意思決定と業務執行を分離することを目的として、執行役員制度を導入しており、これにより取締役会の透明性が図られていると考えております。

これらの体制を踏まえることで業務執行の適法性に係る経営監視の客観性・中立性が確保されていると考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	開かれた株主総会を目的に、事業報告のビジュアル化を行い、会社の中期経営方針の取組を説明するとともに、株主懇談会を開催し、株主と役員との交流を図っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	今年度は本決算説明会を6月下旬に、中間決算説明会を11月下旬にそれぞれ実施いたします。またアナリスト・機関投資家に対する個別ミーティングを随時実施いたしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ中の「IR情報」「電子公告」において、ニュースリリース、財務データ、決算短信、株主総会招集通知、報告書、有価証券報告書、IRカレンダー等の情報を提供いたしております。 URL http://www.unipres.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報担当部門である広報・IR室が担当しており、連絡先は以下のとおりです。 TEL 045-470-8755 FAX 045-470-8797	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ユニプレス株式会社「行動規範」において、1. お客様に対する姿勢 2. 取引先に対する姿勢 3. 株主・投資家に対する姿勢 4. 社会に対する姿勢 について規定し、徹底を図っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示規程において開示方針を規定しています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するため、内部統制委員会を設置し体制整備を行う。内部統制体制の一元的推進を図るため、内部統制委員会の下に(1)リスクマネジメント(2)財務情報適正開示(3)コンプライアンスの3小委員会を設けて方針・方策を決定するとともに、業務の適正性を確保するための体制を以下のとおり整備する。

1. 取締役・執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業行動規範を制定し、代表取締役社長が全役職員にその精神を伝え、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の基盤とすることを徹底する。
- (2) 代表取締役社長は、コンプライアンス担当取締役を任命し、総務担当部門をコンプライアンス統括部署とし、全社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握を行う。また、コンプライアンス小委員会を設置し、コンプライアンス上の問題点に対処する体制の整備を実施する。
- (3) 役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合に、直接通報・相談することが出来る「ユニプレス・ホットライン」を設置する。また、通報・相談窓口として、コンプライアンス統括部署に加えて、内部監査部門・監査役・労働組合を指定し、公平性・透明性を確保する。
- (4) 代表取締役社長は、財務情報適正開示担当取締役を任命し、経理担当部門を財務情報適正開示統括部署とし、財務情報適正開示体制の整備及び問題点の把握を行う。また、財務情報適正開示小委員会を設置し、財務情報適正開示上の問題点に対処する体制の整備を実施する。
- (5) 取締役の職務の執行を監査するための独立機関として、監査役会を置く。
- (6) 代表取締役社長直轄の内部監査部門による内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

代表取締役社長は、取締役会・経営会議等の職務の執行に係る情報を、稟議規程等の社内規程に従い、関連資料と共に保存する。取締役会情報は総務担当部署、経営会議情報は経営企画担当部署がこれを管理する。

尚、情報管理部署は、取締役及び監査役がこれらの文書を常時閲覧できる状態を保持するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長は、リスクマネジメント担当取締役を任命し、総務担当部門をリスクマネジメント統括部署とし、全社のリスクマネジメント体制の整備及び問題点の把握を行う。また、リスクマネジメント小委員会を設置し、リスクマネジメント推進上の問題点に対処する体制の整備を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 以下の経営システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
- (1) 取締役の経営に関する意思決定と業務執行を分離し、経営の意思決定の透明性の確保と業務の効率的運営を図ることを目的に、執行役員制度を制定する。
 - (2) 上席執行役員を中心に構成する経営会議を設置し、取締役会の意思決定に基づいた業務執行方針の確認と業務執行進捗を行う。
 - (3) 執行役員会を設置し、取締役会の意思決定内容を執行役員に伝達し、同時に取締役に対する執行役員からの業務執行報告を行う。
 - (4) 経営会議、取締役会にて3ヶ年中期経営計画の策定と承認を行う。各管掌取締役は中期経営計画に基づく年度方針を策定し、部署毎の業務計画を承認する。
 - (5) 各部署を管掌する取締役は、効率的な業務遂行監視体制の下で各部署の業務進捗管理を行う。
 - (6) 経営会議にて月次業績の進捗管理を実施する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正化を確保するための体制

- (1) 企業行動規範を国内子会社へ展開し、当社グループとして法令遵守及び社会倫理の遵守を徹底する。
- (2) 子会社管理を目的とする関係会社管理規程を制定し、経営企画担当部署が子会社管理を実施する。
- (3) 子会社管理部署と子会社各社間で、内部統制を効率的に行うための体制を構築する。
- (4) 当社内部監査部門による子会社各社の内部監査及び内部統制強化のための支援・助言を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は職務補助をする組織を総務担当部門とし、補助担当者を定め、監査役の指示のもと監査業務の補助を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記補助担当者の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならないものとし、監査役会規程にこの旨を定める。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役会に報告すべき事項は、監査役会と協議の上で制定し、取締役は次に定める事項を報告する。

- (1) 経営会議で審議された事項(常勤監査役は経営会議に出席)。
- (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項。
- (3) 重大な法令・定款違反に関する事項。
- (4) ユニプレス・ホットラインの通報状況及び内容に関する事項。
- (5) その他内部統制上重要な事項。

また、監査役会と内部監査部門は、半年毎に協議し、監査役監査と内部監査の効率性を図るとともに、使用人は重大な事実を発見した場合、直接監査役に通報・相談できるものとする。

9. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制

監査役会は代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに、各業務執行部門は管掌取締役の指示のもと、監査役監査に協力する。

また、監査役会は必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の監査業務に関するアドバイザーを任用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係根絶を目的に、企業行動規範に「反社会的勢力との取引や利益供与は、いかなる理由・場合をもってしても一切行わない」ことを定め、全役職員に遵守することを徹底する。また社内対応部署を設け、平素より関係行政機関と連携し情報収集に務め、社内に向けて対応方法の周知を図るとともに、事案の発生時は関係行政機関や弁護士と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を構築している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

〔適時開示体制の概要〕

当社は、株主、投資家、取引先等の様々なステークホルダーの方々との高い信頼関係を構築・維持するためには、投資判断に影響を及ぼす重要な会社情報の適時適切な開示が極めて重要な責務であると認識しております。そのため、当社では、情報開示に関する諸規則に則って、正確かつ公平なタイムリーディスクロージャーを行うのみならず、当社を理解していただくために有効な情報につきましても、積極的に開示しております。

1. 適時開示に係る社内体制

(1) 情報取扱統括責任者(情報開示担当役員)の設置

適時開示を担当する広報担当部門を掌管する取締役を重要情報の社内管理および適時開示の管理責任者として設置しております。

(2) 情報の集約と管理

経理部門、経営企画部門をはじめとした、各部門の長を情報取扱責任者とし、当社及び主要な子会社において、適時開示の対象となりうる会社情報が発生した場合に、迅速かつ的確に、集約・管理できる体制を整備しております。

(3) 適時開示判定

上記の方法により集約した会社情報について、「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」に定める開示基準に従い、情報取扱統括責任者の指揮のもと、広報担当部門において、その要否を判定しております。また、開示義務がないとされる情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断したものについては開示の対象としております。

2. 適時開示に係る手続

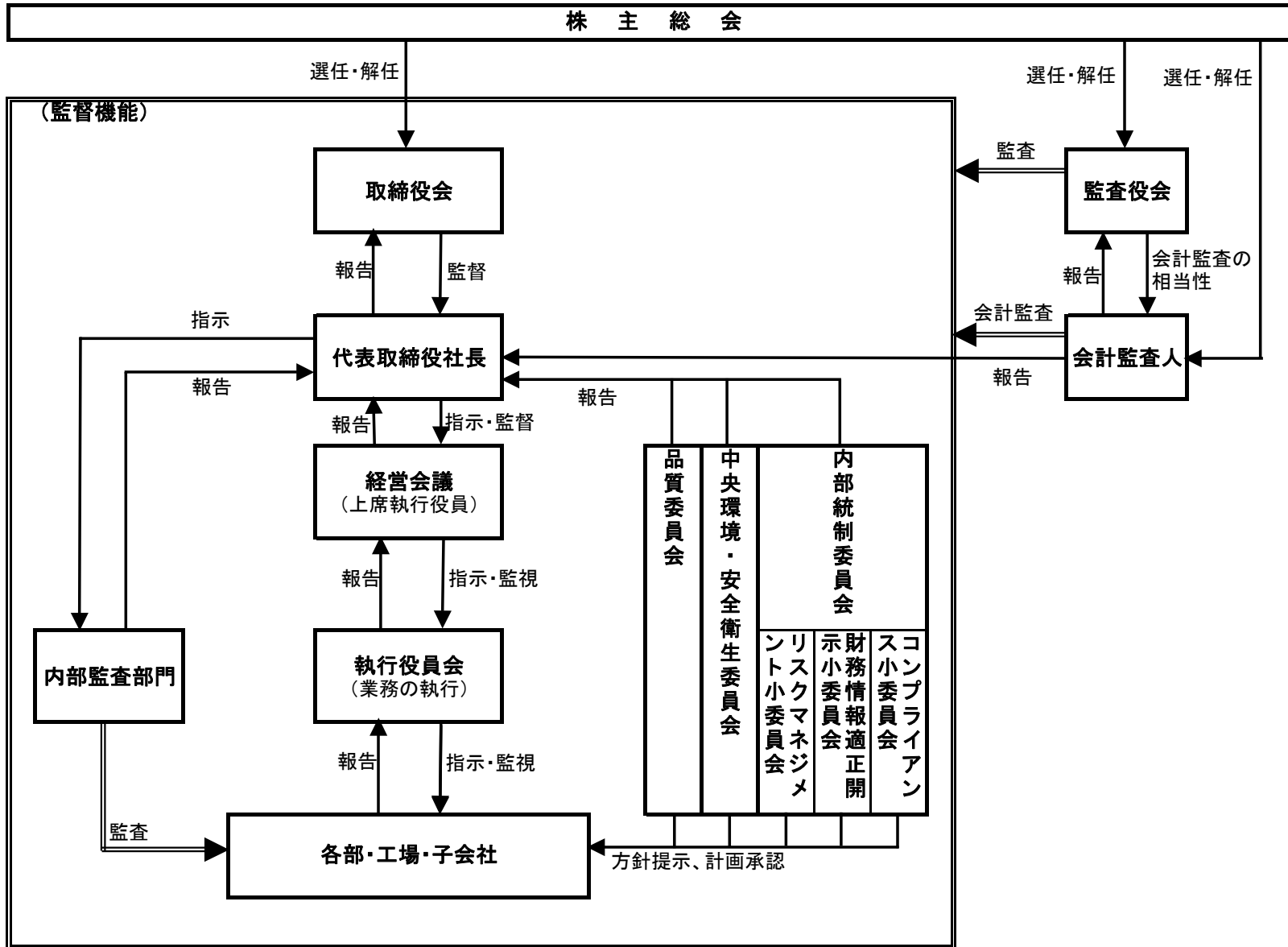
(1) 開示内容及び時期の確定

上記の判定により、開示対象とされた会社情報は、原則として取締役会に付議され内容と時期を確定いたします。またその妥当性については、監査役が取締役会に出席し、経営の意思決定の監視を行っております。なお、有価証券報告書をはじめとした会計書類については、監査役のほか、会計監査人によっても閲覧・チェックされております。

(2) 外部への公表

取締役会等により開示内容、時期の確定した会社情報は、広報担当部門が、TDnetに開示するとともに、速やかに自社ホームページへ掲載し、外部への公表を行います。重要な内容については、東京証券取引所内の兜クラブへの投函も同時に行います。

ユニプレス株式会社 コーポレート・ガバナンス図



適時開示体制の模式図

